

京都府中小企業応援条例

京都産業を支える中小企業のみなさんを応援するための施策を総合的に展開します。

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 経営の安定、再生及び承継の支援 | 融資、経営・技術支援など |
| 成長・発展促進のための支援 | 認定制度、創業等の促進など |
| 知的財産活用等の促進支援 | 特許等の流通促進支援、知恵の経営の支援など |
| 人材育成、技術継承等支援 | 人材育成推進など |

認定についての相談・申請窓口

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の方

公益財団法人京都産業21 商業・サービス支援部(京都市下京区中堂寺南町134)
電話 075-315-9090

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の方

京都府山城広域振興局 商工労働観光室(宇治市宇治若森7-6)
電話 0774-21-2103

亀岡市、南丹市、京丹波町の方

京都府南丹広域振興局 商工労働観光室(亀岡市荒塚町1-4-1)
電話 0771-23-4438

福知山市、舞鶴市、綾部市の方

京都府中丹広域振興局 商工労働観光室(舞鶴市字浜2020)
電話 0773-62-2506

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の方(織物業・機械金属業関係を除く)

京都府丹後広域振興局 商工労働観光室(京丹後市峰山町丹波855)
電話 0772-62-4304

丹後地域の織物業、機械金属業関係の方

公益財団法人京都産業21北部支援センター(京丹後市峰山町荒山225)
電話 0772-69-3675

認定制度についてのお問い合わせ

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課(京都府庁2号館3階)

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4851 FAX 075-414-4842

メールアドレス monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

※申請書をダウンロードしていただけます。

みなさんの研究開発や需要開拓の
取組を応援します。

京都府元気印 中小企業 認定制度

強みを生かし、イノベーションに挑戦する。

府内の中小企業者の方が、独自に培ってきた強みを生かし、イノベーションに挑戦される取組を京都府が応援します。この制度による認定を受けた中小企業者の方は、補助金、不動産取得税の軽減措置等の支援策を活用することができます。

(支援策の利用には、別途審査等があります。)

認定制度の主な特徴

●中小企業者自らの「強み」を生かした取組を認定

幅広い業種を対象に、中小企業者の「強み」を生かしたイノベーションの取組(研究開発等事業計画)を京都府知事が認定します。

※「強み」とは、特許、ノウハウなどの知的財産をはじめ、技術、人材、ネットワークなど企業価値向上の源泉となりうるものを指します。

●さまざまな取組を幅広く支援

新たな事業展開等へのチャレンジはもちろん、中小企業者単独で行うものに限らず、企業連携や企業と大学等と連携して行う、技術・商品・役務の研究開発、その成果の利用を事業化するための需要開拓など、様々な取組を幅広く支援します。

●認定事業計画の実行のための支援策

認定事業を対象にした補助金制度、不動産取得税の軽減措置などの支援策を用意しています。

主な申請要件等

●中小企業者(法人、個人)、組合等(事業協同組合、商工組合、商店街振興組合等)及び有限責任事業組合で、府内に事務所等を設置し、継続して事業を実施する者

※みなし大企業は、対象になりません。

※有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律第2条)の場合には、構成員に大企業又はみなし大企業を含まないこと、及び構成員全員が京都府内に事務所又は事業所を設置していることが要件になります。

●中小企業者自らの「強み」を生かした、成長発展をめざす事業であること

- 新たな技術の研究開発及びその成果の利用に関する事業
- 新たな商品の研究開発又は生産に関する事業
- 新たな役務の研究開発又は提供に関する事業
- 商品の新たな生産又は販売の方式に関する事業
- 役務の新たな提供の方式に関する事業
- 事業化のために必要な需要の開拓に関する事業

※研究開発等による成果を事業化するために行う需要の開拓に関する事業

- 独自の技術等の高度化による新たな需要の開拓に関する事業

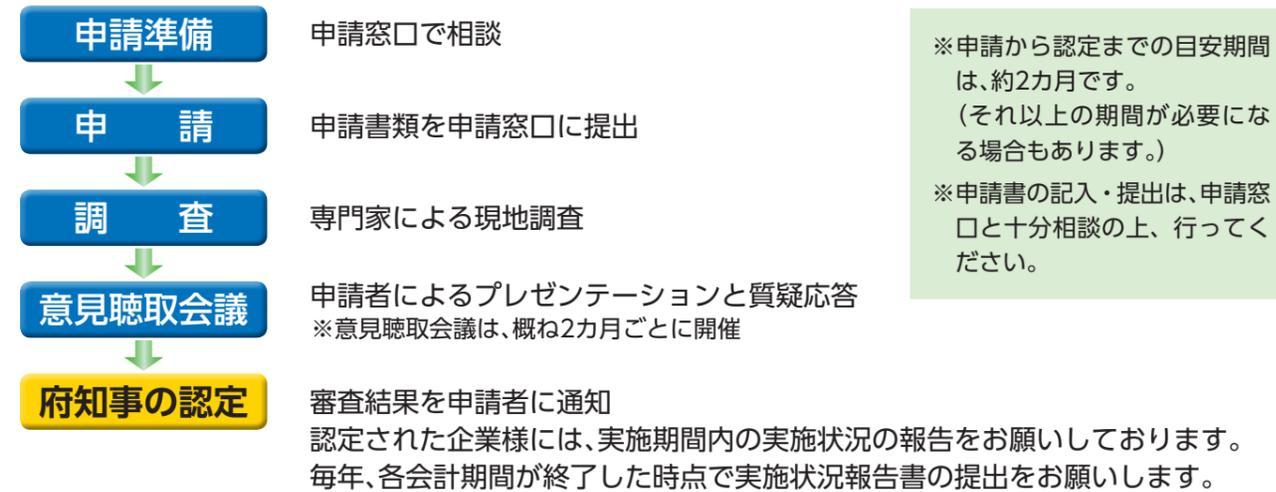
※企業活動等で培った高度な技術等(技能を含む)に更に磨きをかけて行う需要の開拓に関する事業

【成長発展を示す指標】

付加価値の伸び率(営業利益+人件費+減価償却費)又はその他適切な指標を用います。

●計画期間は、5年以内

認定手続きの流れ



認定企業に対する支援(ご利用には、別途審査があります。)

■ 補助金

● 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業

- 市場調査・需要開拓から設備投資までの幅広い補助制度

■ 不動産取得税の軽減措置

- 認定事業の用に供する土地又は家屋の取得に対する不動産取得税を軽減(軽減率10分の9)

■ チャレンジ・バイ(京都府中小企業新技術開発応援制度)

- 販売開始してから5年以内の新商品(物品に限る)を認定・公表・PRし、府庁での率先購入枠の設定、購入意欲向上のための助成等による販路開拓支援

提出書類

- ① 研究開発等事業計画認定申請書(第1号様式)及び研究開発等事業計画書(別表1~7)
- ② 定款又は有限責任事業組合契約書の写し
- ③ 申請の日の属する事業年度の直前の2事業年度における決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)及び事業報告書
- ④ 登記事項証明書(申請日から3カ月以内に発行された履歴事項全部証明)
- ⑤ 府内において事務所又は事業所を設置し、当該事務所又は事業所において継続して事業を実施していることが分かる書類(会社案内、事業紹介等で可)

※提出部数 ①②③④⑤各1部

[申請者が個人事業主の場合は、①③⑤の書類を提出してください。]

※なお、申請書の作成にあたり、中小企業応援隊(下記の産業支援機関の経営支援員等)からサポートを受けた場合は、確認書の交付(1部)を受け提出してください。

(産業支援機関)

- ・ 京都府内の商工会・商工会議所
- ・ 京都府商工会連合会
- ・ 京都府中小企業団体中央会
- ・ (公財)京都産業21

代理の方による申請はご遠慮いただいております。事業者様より申請窓口にお問い合わせ願います。